

# 年金基礎講座

## 三菱 UFJ 年金情報別冊

### Mitsubishi UFJ Pension Report

#### 《目次》

はじめに	...	1
《制度・財政編》		
① 収支相等の原則と年金数理	...	2
② 現価と終価	...	3
③ 年金現価率	...	4
④ 掛金の設定	...	5
⑤ 財政方式	...	6
⑥ 加入年齢方式	...	7
⑦ DB制度における財政検証	...	8
⑧ DB 制度の財政検証における基準抵触時の対応	...	9
⑨ 財政再計算	...	10
⑩ 給付設計	...	11
《会計・税務編》		
① 退職給付債務(PBO)とは	...	12
② 割引率とは	...	13
③ 退職給付費用とは	...	14
④ 数理計算上の差異とは	...	15
⑤ 未認識項目の即時認識	...	16
⑥ 会計上の費用と税務上の損金(掛金)	...	17
⑦ 制度終了時の会計	...	18
⑧ 退職給付信託	...	19
⑨ 複数事業主制度における例外処理	...	20
⑩ IAS19 号	...	21



はじめに

平素は、三菱 UFJ 年金情報をご愛読いただき、誠にありがとうございます。

三菱 UFJ 年金情報は、2005 年の三菱信託銀行、UFJ 信託銀行の経営統合以来、10 年にわたり、企業年金関係者のための総合情報誌として毎月発行してきました。今後も、制度や会計などに関する最新情報や海外のトピックス等を迅速かつ正確に伝えるべく、尽力していく所存ですので、引続きよろしくお願ひ申し上げます。

今回、この三菱 UFJ 年金情報で 2013 年 7 月号から 2015 年 2 月号にかけて計 20 回連載した「年金基礎講座」の記事を一冊にまとめました。この年金基礎講座は、年金に関する基本的な事項について制度・財政編と会計・税務編に分け、その内容を 1 ページにまとめたものです。とかく分かりにくいと言われる年金について、簡潔かつ明瞭にまとめた初心者向けの入門書として作成したものです。初心者向けとはいえ、制度・財政あるいは会計・税務に関して、年金を理解するのに必要な情報は網羅していると考えていますので、ご利用いただければ幸いです。

より詳細な解説や細部の取扱いについては、この資料だけでは十分ではありません。弊社では、「確定給付企業年金ハンドブック」などより詳細な資料についても、用意しておりますので、適宜ご利用ください。

平成 27 年 3 月  
年金コンサルティング部



## 年金基礎講座（制度・財政編①）

### 収支相等の原則と年金数理

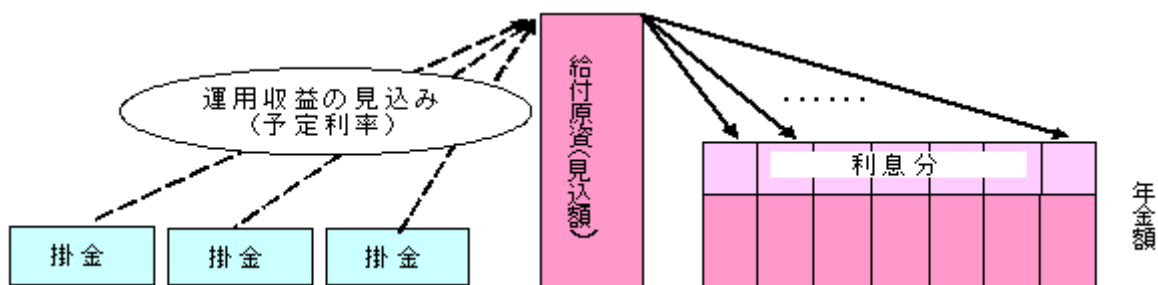
#### ○収支相等の原則

年金制度の目的は、加入者に年金を給付することです。企業年金でも国の年金でも、この目的は変わりません。年金制度にとって、掛金が収入、年金の給付が支出です。年金給付という支出をするためには、それに見合う収入が必要です。収支は一致しないとイケないというのが「収支相等の原則」で、基本的には当り前のことです。

確定拠出年金の場合、予め決めた掛金額を積み立て、運用収益を加えた合計額が給付の原資になるため、結果的に収支が一致し、自然と「収支相等の原則」が成り立ちます。

確定給付型の年金の場合は、「収支相等の原則」を意識することが必要になります。「収支相等の原則」のポイントは2つあります。まず、年金制度が存続する期間全体で一致すればよく、単年度で収支が一致する必要はないことです。また、各加入者毎に収支が一致する必要はなく、年金制度全体で収入総額と支出総額が等しくなればよいことです。

「収支相等の原則」は、掛金と給付のタイミングを考えることが重要です。加入者には将来、年金が給付されますが、その時期は加入者ごとに異なります。一方、掛金は年金制度の発足から将来にわたって支払われます。積立てられた掛金が給付されるまでの期間の運用収益を考慮することも必要です。要するに、将来の支出（年金給付）は、①現時点での積立金、②今後の掛金収入、③今後の運用収益、の合計額によって賄われるため、両者が一致していることが必要となります。



#### ○年金数理

確定給付型の年金の掛金は「収支相等の原則」が成り立つように設定します。そのためには年金制度が存続する期間全体における、すべての加入者の給付等を考えることが必要です。年金給付がいつ発生し、その金額がいくらになるのか、また、加入者の退職・昇給・死亡等は給付額にどう影響するか、さらには運用利回りをどう見込むか、などの様々な考え方や計算のことを年金数理と呼んでいます。

## 年金基礎講座（制度・財政編②）

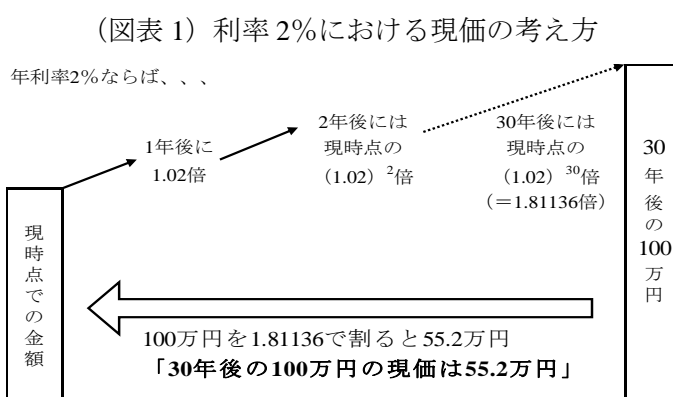
### 現価と終価

#### ○現価とは

年金制度においては、給付による支出や掛金による収入は様々なタイミングで発生します。発生タイミングが異なる場合、例えば現時点での 50 万円と 30 年後の 100 万円とではどちらの価値が高いのか、すぐにはわかりません。発生タイミングの異なる給付や掛金の金額を同じ土俵の上で比べるためには給付が発生するまでの利息を考慮する必要があります。そのために「現価」という考え方を用います。

図表 1 のように利率 2% の場合に 30 年後の 100 万円と同じ価値になる現時点での金額を算出すると 55.2 万円となります。このことを「30 年後の 100 万円の現価は 55.2 万円である」といいます。

期間の違いや年利率の違いを図表 2 でご覧ください。期間が長くなる、あるいは利率が高くなると現価は小さくなります。なぜなら、期間が長くなる、あるいは利率が高くなると、支払いまでの間の利息が多くなるため現時点で用意しておくべき額は少なくなるからです。逆に、利率が低くなると現価は大きくなります。



(図表 2) 期間、利率毎の年金現価 (単位：万円)

	1年後	10年後	20年後	30年後
年利率2%	98.0	82.0	67.3	55.2
年利率3%	97.1	74.4	55.4	41.2
年利率4%	96.2	67.6	45.6	30.8

現価は小さくなる

現価は小さくなる

#### ○終価とは

終価とはある期間の終了時点での価額をいいます。年利率 2% ならば、現時点での 55.2 万円は 30 年後には 1.81136 倍の 100 万円になりますので、「現時点の 55.2 万円の 30 年後の終価は 100 万円である」となります。上の現価の考え方と比べてみてください。

## 年金基礎講座（制度・財政編③）

### 年金現価率

#### ○年金現価の計算

いきなりですが、問題です。毎年 100 万円の年金を 10 年間支払うとき現時点で用意しなければならない金額はいくらでしょう。なお、予定利率は 3%、年 1 回の支払いとし、第 1 回めの支払いは 1 年後とします。

(図表 1) 年金現価の計算

(金額単位: 万円)

100 万円を 10 年間ですから年金の総額は 1,000 万円となりますが、3%の利息がありますから、現時点で 1,000 万円を用意する必要はありません。もっと少ない金額でよいはずです。

計算は図表 1 のようになります。1 年後の年金の現価(現時点で用意する金額)は約 97 万円。2 年後、3 年後、・・・10 年後の現価をそれぞれ算出して合計すると 853 万円となります。

年数	年金額	現価の算出	現価
1	100	÷ 1.03 =	97.087
2	100	÷ 1.03 <sup>2</sup> =	94.260
3	100	÷ 1.03 <sup>3</sup> =	91.514
4	100	÷ 1.03 <sup>4</sup> =	88.849
5	100	÷ 1.03 <sup>5</sup> =	86.261
6	100	÷ 1.03 <sup>6</sup> =	83.748
7	100	÷ 1.03 <sup>7</sup> =	81.309
8	100	÷ 1.03 <sup>8</sup> =	78.941
9	100	÷ 1.03 <sup>9</sup> =	76.642
10	100	÷ 1.03 <sup>10</sup> =	74.409
合計	1,000		853.020

#### ○年金現価率

上の問題では年金額を 100 万円としましたが、これを 1 に置き換えた場合の現価(の合計) 8.53020 を年金現価率と言います。

年金現価率は、DB 年金規約の選択一時金算出の別表等でも使われています。実際の別表では、上で計算した結果とは少し異なる数値になっていますが、それは年金の支払い回数に応じた年金現価率だからです。図表 2 は年 6 回払いの場合の年金現価率です。

(図表 2) 年金現価率(年 6 回払い)

支給期間 予定利率	5年	10年	15年
2.0%	4.75259	9.05715	12.95593
2.5%	4.69399	8.84279	12.50973
3.0%	4.63662	8.63622	12.08630
3.5%	4.58046	8.43708	11.68425
4.0%	4.52545	8.24505	11.30228

年金現価率は小さくなる

年金現価率は小さくなる



## 年金基礎講座（制度・財政編④）

### 掛金の設定

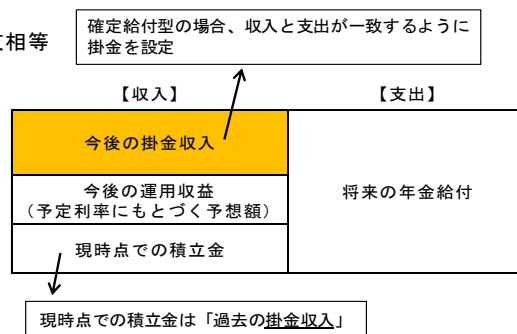
#### ○収支相等の原則

当たり前のことですが、年金を給付するためには、給付を賄うための収入が必要です。年金制度では給付を賄う資金を掛金によって調達します。掛金は定額もしくは給与等に対する一定率で算出されますが、後者が一般的です。また、制度・財政編①で、掛金と運用収益を合計した収入と支出である給付が一致するという収支相等の原則を紹介しましたが、確定給付型制度はこれが成り立つように掛金を設定し、確定拠出年金では結果的にこの関係が成り立つこととなります。

#### ○確定給付型の掛金の設定

確定給付型の年金制度の場合は、給付額が年金規約に定められていますので、その金額に見合った掛金を、適正な年金数理にもとづいて設定する必要があります。実際に掛金を計算するときには図表 2 の通り「現価」の考え方を用います。

(図表 1) 収支相等



(図表 2) 収支相等（現価ベース）

#### ○掛金の種類

確定給付企業年金の場合、年金財政上の掛金には標準掛金、特別掛金、特例掛金があります。図表 3 は掛金の特徴を簡単にまとめたものです。標準掛金・特別掛金については、図表 1・2 のように、収支相等となるように掛金を設定します。特例掛金だけは性質が異なります。

それぞれの掛金については、以下でもう少し詳しくご説明させていただきます。

(図表 3) 掛金の種類

	標準掛金	特別掛金	特例掛金
前提	年金制度が継続して存続		年金制度が終了したと仮定
掛金の性質	加入者の将来の加入期間に対応する給付に必要な掛金	積立不足を償却するための掛金 (標準掛金では賄えない部分を補う掛金)	年金制度が終了したと仮定した場合に必要な金額に対し、積立不足があるときに追加拠出する掛金
拠出する期間	永続的	3~20年	1年
見直し時期	財政再計算 (少なくとも5年に1度)		毎年

## 年金基礎講座（制度・財政編⑤）

### 財政方式

#### ○財政方式

年金制度の目的は、加入者に年金を給付することですが、そのための費用をどのようなタイミングで用意するか、という財政上の計画のことを財政方式といいます。大まかにいえば、財政方式には事前積立方式と賦課方式があります。掛金の設定では、どのような「財政方式」で制度を運営するか、を決めることが必要です。

（図表 1） 主な財政方式

財政方式	使用されている制度
事前積立方式	
加入年齢方式	確定給付企業年金
開放基金方式	厚生年金基金（基本部分）
賦課方式	公的年金

#### ○事前積立方式と賦課方式

約束した給付を行うための資産の裏付けが必要となるため、企業年金では事前積立方式が採用されます。文字通り、給付に必要な資産を事前に積み立てておく方法であり、確定給付型、確定拠出年金いずれもこの方式で運営されます。

事前積立方式によって計画的に積立てを行えば、掛金の平準化を図ることができます。さらに、積立金で運用収益を確保すればその分だけ資金負担を軽減でき、運用収益が非課税であるというメリットも得られます。

一方、厚生年金保険や国民年金といった公的年金は一部積立を保有していますが、基本的には賦課方式で運営されます。賦課方式は、事前積立と異なり給付時点で給付資金を調達するため、世代間の格差を生じさせる可能性があります。このため、公的年金では、よく「1人の年金受給者を何人の現役世代で支えている」という説明があります。

なお、賦課方式の場合、積立金は不要ですが、実際は公的年金においてもある程度の積立金を保有しており、少子高齢化の進展等に備えています。

#### ○加入年齢方式と開放基金方式

事前積立方式にもいくつかの方式があります。代表的な例として、加入年齢方式と開放基金方式の2つがあげられます。開放基金方式は厚生年金基金の基本部分で使われます。これに対し、加入年齢方式は多くの確定給付企業年金制度で採用されています。制度・財政編⑥で、この加入年齢方式についてご説明します。

## 年金基礎講座（制度・財政編⑥）

### 加入年齢方式

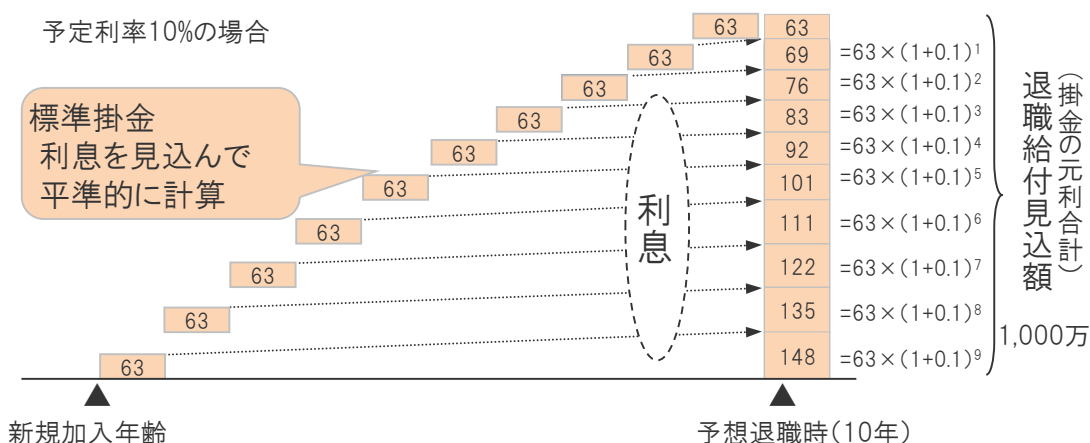
#### ○加入年齢方式とは

加入年齢方式は、ほとんどの確定給付企業年金制度で採用されている財政方式です。

加入年齢方式では、標準的な年齢で加入してくる人（標準者）について標準掛金を算定し、それを加入者全員に適用します。

標準的な年齢を新規加入年齢あるいは特定年齢といい、標準掛金は、退職・死亡、昇給、利息収入の見込みに基づき、収入（掛金）と支出（給付）が均衡するよう算定します。

予定利率を 10%、新規加入年齢から予想退職時までの期間を 10 年、退職給付見込額を 1,000 万円とした場合の、収入（掛金）と支出（給付）の収支均衡にかかるイメージは下図のとおりです（給付設計は定額給付を想定）。



上図において、加入 1 年目で拠出する 63 万円は予想退職時までの残り 9 年間の利息を見込むと 148 万円となります。同様に 2 年目以降の拠出額にも予想退職時までの期間に応じて利息が見込まれ、それらの合計金額（収入）が退職給付見込額（支出）と均衡する構造となっています。

なお、標準掛金算定の基礎となる新規加入年齢（特定年齢）は、「年金制度に加入できる最低年齢」、「新規加入者の平均年齢」、「新規加入者数が最も多い年齢」といった基準で決定しますが、すべての人が新規加入年齢で加入するわけではありません。

標準的な加入年齢とは異なる年齢で加入した人について生じる収支のズレ（不足債務）は過去勤務債務として把握し、特別掛金により償却していくことになります。



## 年金基礎講座（制度・財政編⑦）

### DB制度における財政検証

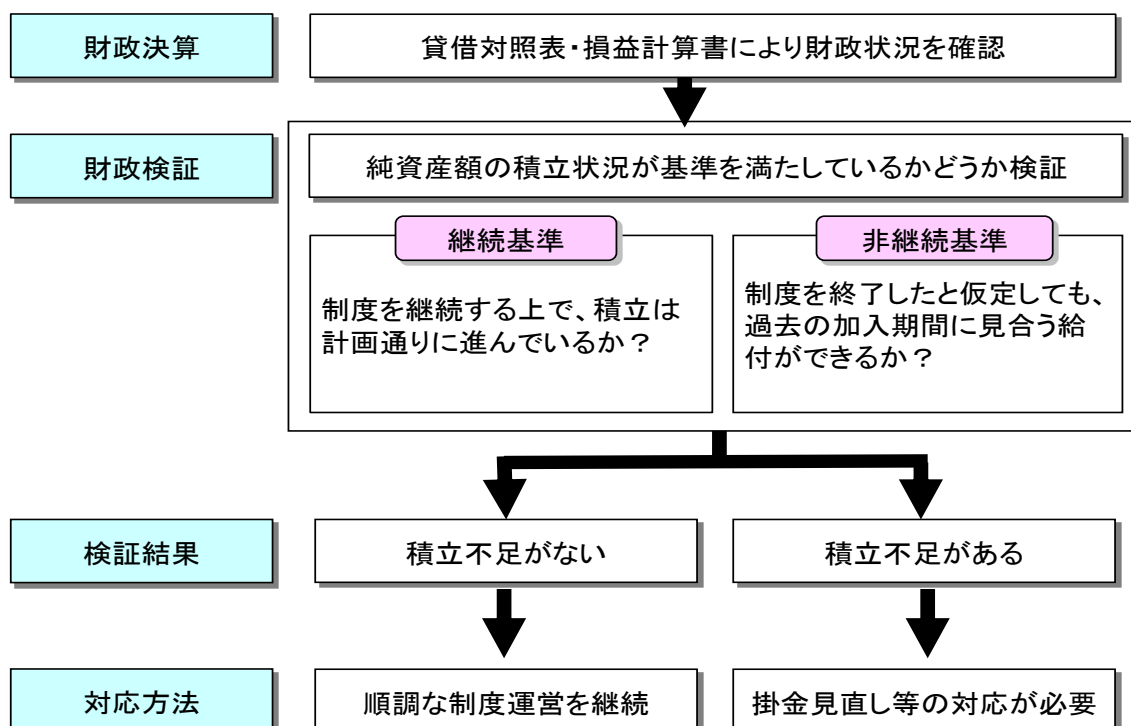
#### ○継続基準と非継続基準

財政検証とは、年金資産の積立状況が法令に定める基準を満たしているかどうかを検証することで、年に1度、財政決算時に実施します。

検証する基準には、「継続基準」と「非継続基準」の2つの基準が設けられており、それぞれ検証の目的（前提）が異なります。前者では、今後も制度が継続していくことを前提に、計画通りに積立が進んでいるかを検証するため、その積立目標額である「責任準備金」を年金資産と比較します。一方、後者では、制度を仮に終了したとしても過去の加入者期間に見合う給付を行うための積立が確保されているかを検証するため、その積立目標額である「最低積立基準額」を年金資産と比較します。

検証の結果、積立不足があれば掛金の見直し等が必要になり、実際に掛金を見直す場合は、通常、財政決算日の1年後から新しい掛金を適用することとなります。

#### <財政検証の流れ>

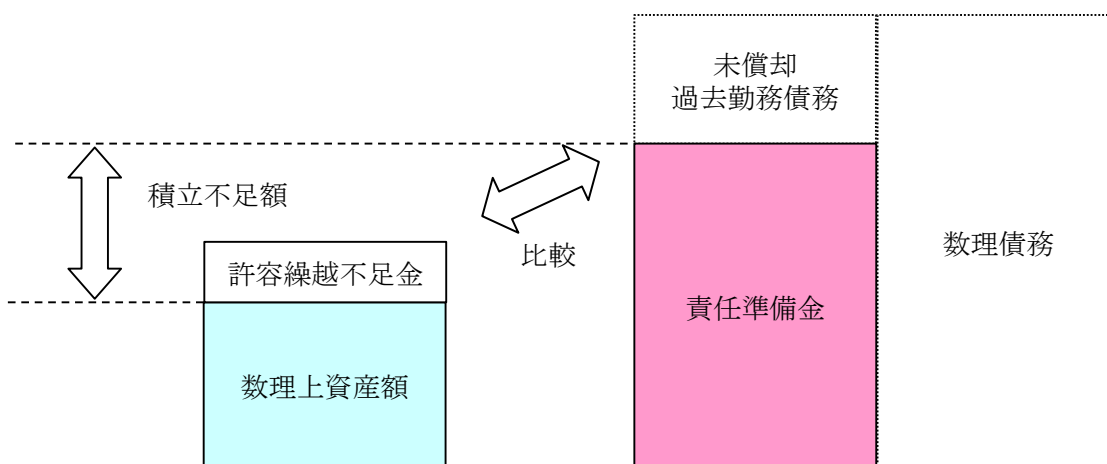


## 年金基礎講座（制度・財政編⑧）

### DB 制度の財政検証における基準抵触時の対応

#### ○掛金の見直しが必要なケース

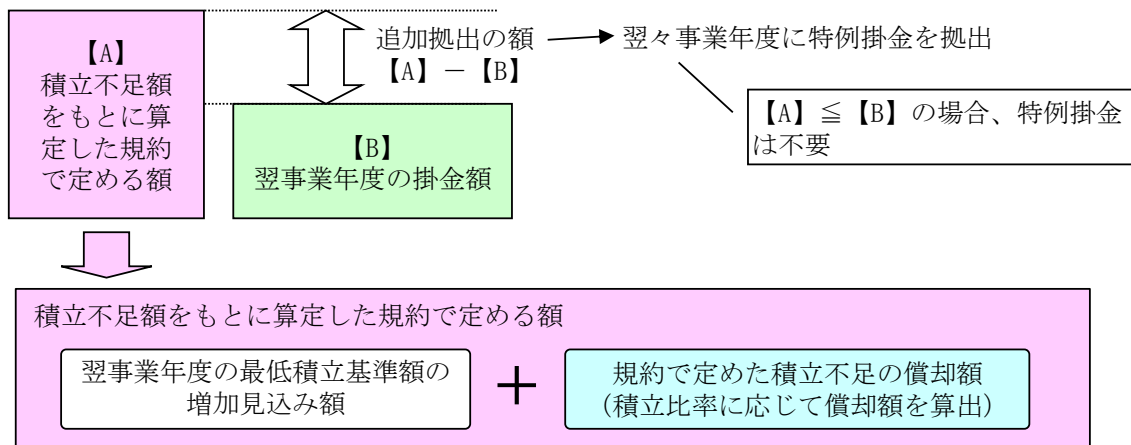
継続基準に抵触した場合、(数理上資産<sup>\*1</sup>+許容繰越不足金<sup>\*2</sup>) と責任準備金とを比較し、下図のように責任準備金が多い場合、積立不足額を解消するように特別掛金を見直す必要があります。



※1 時価評価または数理的評価等により算定した年金資産の額

※2 責任準備金に対して積立不足が発生しても掛金の見直しを要しない範囲として定めた額

非継続基準に抵触した場合、積立比率に応じた方法で掛金の額を算出し<sup>\*3</sup>、追加拠出が必要となるケース（下図において【A】が【B】を上回るケース）では、特例掛金を拠出することになります（特別掛金の引上げでの対応が可能な場合もあります）。



## 年金基礎講座（制度・財政編⑨）

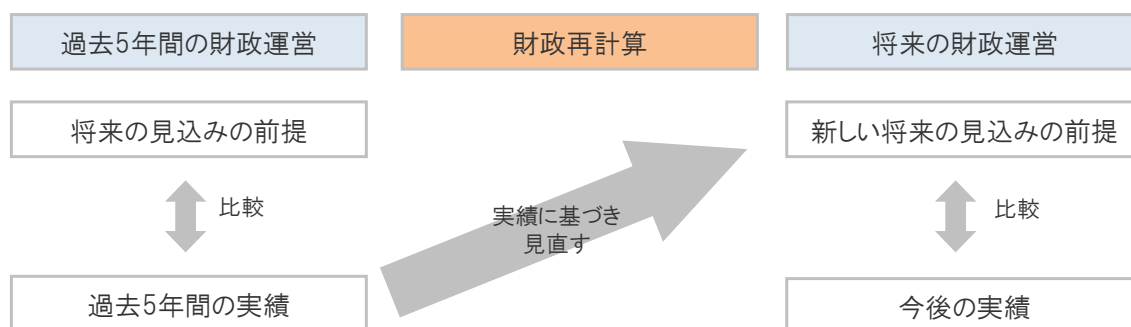
### 財政再計算

#### ○財政再計算とは

DB 制度では、将来の見込みの前提（人員構成の変化や運用利回りの予測など）を置いて財政運営に必要な掛金を求めますが、これらの将来の見込みの前提は、時間の経過に伴い変化するため、少なくとも5年毎に見直し、掛金を洗い替えることとされています。この（1）将来の見込みの前提の見直しと（2）掛金の洗い替えをあわせて「財政再計算」とよびます。

#### （1）将来の見込みの前提の見直し

将来の見込みの前提は「計算基礎率」といい、主なものとして、予定利率、予定死亡率、予定脱退率、予定昇給指数等があり、過去の実績と将来の見込みに基づき設定します。予定利率は、当該制度の年金資産が長期的に期待できる運用収益率であり、事業主が決定する必要があります。



#### （2）掛金の洗い替え

財政再計算では、新しく見直した計算基礎率に基づいて、将来期間に対応して発生する給付を賄うために必要な「標準掛金」を算定します。

また、計算基礎率が変わると、積立目標である数理債務が増減することになりますが、この財政再計算後の数理債務と年金資産の差額（＝再計算後の過去勤務債務）を解消していく「特別掛金」についても算定します。この際、事業主は、過去勤務債務の償却方法や償却期間を検討する必要があります。

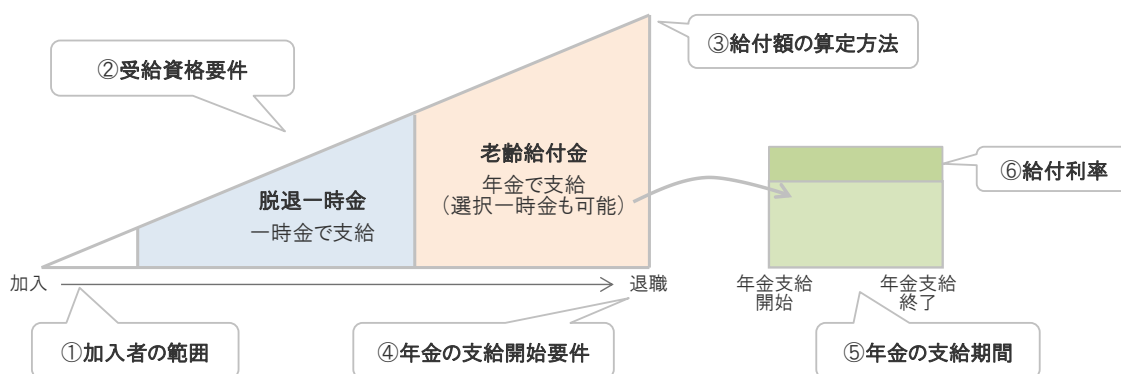
## 年金基礎講座（制度・財政編⑩）

### 給付設計

#### ○制度設計における主な要件

DB 制度は法令の範囲であれば柔軟な給付設計が可能であり、退職金制度から移行しやすい制度といえます。その制度の給付設計における、法令上の要件についてご説明します。

<加入から年金支給までの過程における給付設計のポイント>



#### ① 加入者の範囲

厚生年金保険の被保険者は原則加入者とする事となっておりますが、規約に定めることにより一定の資格（職種、勤続期間、年齢等）を定めることも可能です。

#### ② 受給資格要件

脱退一時金は加入者期間 3 年以上の場合、老齢給付金は加入者期間 20 年以上の場合、支給が必要です。

#### ③ 給付額の算定方法

給与比例制、ポイント制、キャッシュバランスプラン等、柔軟な設計が可能です。

#### ④ 年金の支給開始要件

60 歳以上 65 歳以下の規約で定める年齢に達したときまたは 50 歳以上の退職時とする必要があります。

#### ⑤ 年金の支給期間

5 年以上の有期年金または終身年金とする必要があります。また、保証期間を設定する場合は 20 年以内とする必要があります。

#### ⑥ 給付利率

下限予定利率（直近 5 年間に発行された 10 年国債の応募者利回りの平均または直近 1 年間に発行された 10 年国債の応募者利回りの平均のいずれか低い率を基準として厚生労働大臣が定める率で、平成 27 年度は 0.5% となる見込み）以上とする必要があります。

## 年金基礎講座（会計・税務編①）

### 退職給付債務(PBO)とは

#### ○退職給付債務

退職給付会計は、退職金や年金に関する費用の特質を踏まえて定められた会計処理方法です。退職金や年金は支給時まで給付額が確定しないため、退職給付会計では、予測や推計値をもとに費用を算出するなど、特殊な会計処理を行います。

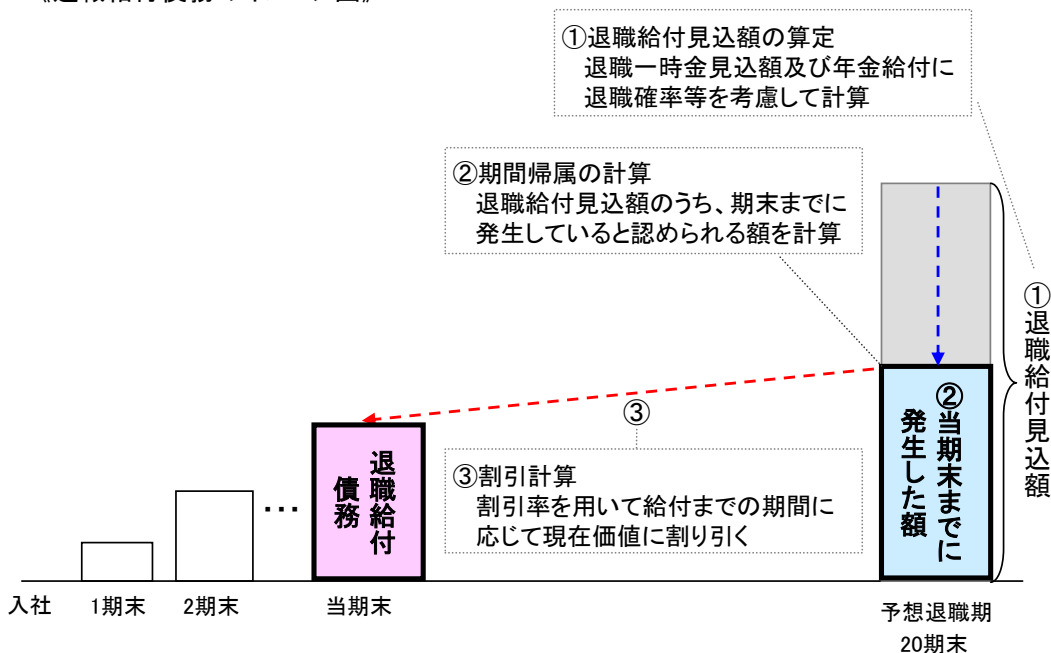
退職給付債務とは、退職金や年金等の退職給付制度において、従業員が獲得した受給権を債務として評価したものです。アメリカの退職給付会計基準で用いられる「予測給付債務 (Projected Benefit Obligation)」の英語の頭文字をとって「PBO」と呼ぶことがあります (国際会計基準 (IFRS) では「確定給付債務 (DBO=Defined Benefit Obligation)」といます)。

退職給付債務は、退職時に見込まれる退職給付の総額 (将来の給付見込額) のうち、期末までに発生していると認められる額を現在価値に割り引いて算出します。計算方法は以下の通りです。

退職給付債務= 退職給付見込額×期間帰属の計算×割引計算

期間帰属の計算では、退職時に支払う「退職給付見込額」のうち、当期末までに発生している額を算出します。割引計算では、予想退職時の価格で示される給付見込額を割引率を使って現在価値に評価します。

《退職給付債務のイメージ図》



## 年金基礎講座（会計・税務編②）

### 割引率とは

#### ○割引率

年金分野では現価の概念がよく用いられますが、企業会計における退職給付債務の計算でもこの考え方を用います。会計・税務編①で、退職給付債務の計算は退職給付見込額×期間帰属の計算×割引計算で求めるとしましたが、この割引計算に使う利率が割引率です。

割引率は、期末における安全性の高い債券の利回りを基礎として決定します。安全性の高い債券とは、国債、政府機関債および優良社債（複数の格付け機関からダブル A 格相当以上を得ている社債）を指します。また、企業会計基準適用指針第 25 号「退職給付に関する会計基準の適用指針」において、割引率は退職給付支払いごとの支払い見込期間を反映するものでなくてはならないと定められています。具体的には、退職給付の支払い見込期間および支払額を反映した単一の加重平均割引率や退職給付の支払期間ごとに設定された複数の割引率を使用する方法があります。

割引率が低下すると退職給付債務は大きくなります（図表 1）。2014 年 3 月期の分布状況を見ると、割引率 1.0%以上 1.5%未満としている企業が最も多くなっています（図表 2）。

（図表 1）割引率による退職給付債務への影響

割引期間/ 割引率	1.0%	1.5%	2.0%	2.5%	3.0%
5年	95.1	92.8	90.6	88.4	86.3
10年	90.5	86.2	82.0	78.1	74.4
15年	86.1	80.0	74.3	69.0	64.2
20年	82.0	74.2	67.3	61.0	55.4
25年	78.0	68.9	61.0	53.9	47.8

（図表 2）割引率の設定状況

	1.0%未満	1.0%以上 1.5%未満	1.5%以上 2.0%未満	2.0%以上 2.5%未満	2.5%以上 3.0%未満	3.0%以上	単純平均
主に2012年3月期	55 2.5%	331 14.9%	641 28.8%	1,099 49.3%	86 3.9%	16 0.7%	1.79%
主に2013年3月期	272 12.2%	871 38.9%	624 27.9%	434 19.4%	21 0.9%	15 0.7%	1.43%
主に2014年3月期	316 14.1%	979 43.6%	641 28.6%	270 12.0%	16 0.7%	21 0.9%	1.37%

## 年金基礎講座（会計・税務編③）

### 退職給付費用とは

#### ○退職給付費用

退職給付費用は、退職金・年金制度を含めた退職給付制度に関する会計上の費用で、将来の退職給付のために当期に負担すべき額をいいます。年金の場合、企業が負担するのは給付額から運用収益を差し引いた額ですから、当期の退職給付費用は「当期に増加する給付額－当期の運用収益」で求めることができます。実際には、次の算式で求めます。

退職給付費用＝①勤務費用＋②利息費用	←退職給付債務の当期増加分
－③期待運用収益	←年金資産の当期運用収益見込
±④未認識項目の費用処理額	←計算誤差等の当期処理額

①勤務費用	退職給付費用	} 損益計算書に計上
②利息費用		
④未認識項目の費用処理額	③期待運用収益	

上の式の各項目について見ていきます。まず、①勤務費用とは、退職給付見込額のうち当期の勤務の結果によって発生したと認められる額を割引率で現在価値に換算したものです。②の利息費用は、期首時点における退職給付債務について、期末までの時の経過により発生する利息です。期首の退職給付債務に割引率を乗じて計算します。勤務費用と利息費用の合計額が当期に増加する給付額となります。

③期待運用収益は、年金資産運用により生じると期待される計算上の収益であり、費用から差し引かれます。期首年金資産に長期期待運用収益率を乗じて算出します。長期期待運用収益率は、保有している年金資産の資産構成、過去の運用実績、運用方針および市場の動向等を考慮して算出します。

④の未認識項目については、会計・税務編④で詳しく説明します。

## 年金基礎講座（会計・税務編④）

### 数理計算上の差異とは

#### ○数理計算上の差異

退職給付費用の構成要素には、「未認識項目の費用処理額」があり、その未認識項目には数理計算上の差異と過去勤務費用の2つがあります（注）。未認識と呼ぶのは一定期間で規則的に費用処理することが認められており、その残額が会計上「認識されていない」ためです。ちなみに、一定期間とは、従業員の平均残存勤務年数以内の一定年数であり、発生した年度（単年度）で全額処理することも認められています。

数理計算上の差異は、予測値と実績値の差です。この差の発生要因には、①年金資産の期待運用収益と実際の運用成果の乖離、②退職給付債務の数理計算に用いた見積り数値と実績値の乖離、③計算基礎率の変更による乖離が挙げられます。

2012年に改正された新基準では、連結決算では当期発生した未認識項目を包括利益計算書でその他の包括利益として計上し、その後の一定期間で損益計算書に費用として計上します（損益計算書への計上で、その他の包括利益を利益剰余金に振り替える作業を組替処理又はリサイクリングと言います）。単独決算は、包括利益計算書が作成されないこともあり、従来通りです。すなわち、未認識となっている残高は貸借対照表には表示されません。

#### 【未認識項目の発生要因と費用処理方法】

未認識項目	発生要因	費用処理方法
数理計算上の差異	予測値と実績値の差 ・年金資産の期待運用収益と実際の運用成果との差 ・退職給付債務の数理計算に用いた見積り数値と実績との差 ・計算基礎率の変更による差	以下2通りの選択適用可能 ・定額法：平均残存勤務期間 <sup>※2</sup> 以内の一定年数で費用処理（当期または翌期から処理） ・定率法：一定割合で費用処理
過去勤務費用 <sup>※3</sup>	退職給付水準の改訂等に起因して発生した退職給付債務の増加または減少部分	同上 （制度改定時から処理）

※1 平均残存勤務期間・・・在籍する従業員が貸借対照表日から退職するまでの平均勤務期間。

※2 従来は「過去勤務債務」であった。

（注）この他、会計基準変更時差異（2000年の退職給付会計導入時に新旧の会計処理の違いで費用として処理されなかった額で新基準導入後15年での処理が求められていた）がある。ほとんどの企業ですでに処理が完了しているため記載を省略した。



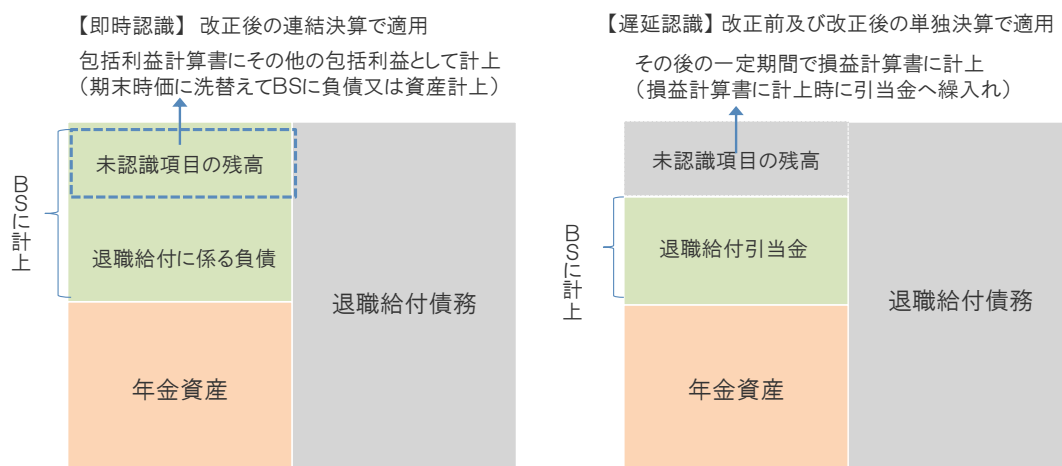
## 年金基礎講座（会計・税務編⑤）

### 未認識項目の即時処理

#### ○即時認識と遅延認識

見積りにより費用等を算出する退職給付会計では、見積りの変更や見積り実績との乖離を財務諸表へ反映する方法として「遅延認識」が使われてきました。「遅延認識」とは「資産や負債の変動を一定期間で財務諸表に反映する」方法です。この方法では、時価が著しく変動した場合、その影響を緩和する効果がありますが、反面、影響額が徐々に財務諸表に反映されるため、実態が把握しにくい（＝透明性に欠ける）という問題があります。これに対し、「即時認識」は「資産や負債の変動を、発生した時点で財務諸表へ反映する」ことをいいます。この方法は、企業に影響を与える事象が発生したとき、その影響額が即座に決算に反映されるため、わかりやすい（＝透明性の高い）方法といえます。

かつては、長期的に運営される退職給付でそのリスクをヘッジするために遅延認識が使われていたと考えられます。ただ、米国のエンロン事件等でオフバランス処理を利用した不正が明るみに出たため、より透明性の高い会計処理が求められるようになりました。日本では、2014年3月末決算から、連結貸借対照表では数理計算上の差異等を即時認識することとなりました。ただし、費用の処理方法は変更されないため、損益計算書では引き続き遅延認識を行い、退職給付費用を算出することとなります。



連結貸借対照表での即時認識では、数理計算上の差異等の未認識項目をその他の包括利益に計上し、退職給付債務と年金資産を期末の時価に洗い替え、両者の差額を貸借対照表に表示します。費用処理は変更されないため、その他の包括利益として計上した損益をその後損益計算書に計上します。この処理を「組替処理（またはリサイクル）」といいます。

## 年金基礎講座（会計・税務編⑥）

### 会計上の費用と税務上の損金(掛金)

#### ○会計上の費用と税務上の損金

会計では、「純利益を減少させる項目」を「費用」といい、「収益－費用」で利益を求めます。一方、税務では「企業の資産を減少させる原価・費用・損失」を「損金」といい、「益金－損金」で法人税法上の所得を求めます。一見すると、会計上の費用と税法上の損金は非常によく似ていますが、必ずしも一致するものではありません。なぜなら、会計と税務はそれぞれ目的が異なっているためです。会計は決算日時点における企業の財務状態や一定期間の経営成績を、投資家等のステークホルダーに正しく開示することを目的としています。これに対し税務は、法人税法に基づく公平な課税を目的としています。したがって費用と損金は概念的には近いものの、それぞれ異なる目的の下、異なる方法で算出されるため、完全には一致しません。会計と税務で認識する時期の差異があることも不一致の原因となります。会計上の費用でも税務上は損金と認められないものや、反対に税務上は損金でも会計上は費用とならないものがあるのは、こうした理由によります。

	会計	税務
費用・損金の定義	一定期間の取引による経済的価値の減少	企業の資産を減少させる原価・費用・損失
利益・所得の求め方	利益＝収益－費用	所得＝益金－損金
目的	決算日時点における企業の財務状態や一定期間の経営成績を、投資家等のステークホルダーに正しく開示すること	法人税法に基づく公平な課税

#### ○DB 年金における退職給付費用と掛金の損金算入

DB 年金に関して、企業は財政計算で算出された掛金を制度に拠出し、会計上は退職給付費用を計上します。両者は異なった方法で算出されるため、各期間の金額は一致しません。税務上の損金は退職給付費用でなく掛金ですから、各期の退職給付費用と損金も一致しません。もっとも、会計上の費用と掛金は各期間ごとには一致しませんが、制度開始から終了までの期間タータルでは必ず一致するはずですが、すべての給付は掛金を通じて行われるからです。退職給付に関しては、会計上の費用と損金（掛金もしくは退職一時金の給付）の差は費用を認識する時期の差であるため、税効果会計が適用されます。また、制度の終了時には、会計上の費用と実際の負担額（＝掛金＝損金）の差額を制度終了の会計によって解消します。制度終了の会計については会計・税務編⑦で紹介します。

## 年金基礎講座（会計・税務編⑦）

### 制度終了時の会計

#### ○退職給付制度の終了とは

退職給付制度の終了会計は、退職金規程の廃止や厚生年金基金の解散、確定拠出年金制度への移行などの場合に行います。つまり、退職給付制度が廃止される場合や、退職給付制度間の移行または制度の改訂によって退職給付債務がその減少相当額の支払等を伴って減少する場合です。この「支払等」には（１）年金資産からの支給または分配、（２）事業主からの支払又は現金拠出額の確定、（３）確定拠出年金制度への資産の移換、が該当します。なお、退職給付制度の終了には、退職給付制度の廃止などによる「全部終了」のみならず、退職給付制度間の移行または制度の改訂による「一部終了」（退職給付債務の一部に相当する額の支払等を伴って該当部分が減少すること）も含まれます。

#### ○制度終了時の会計

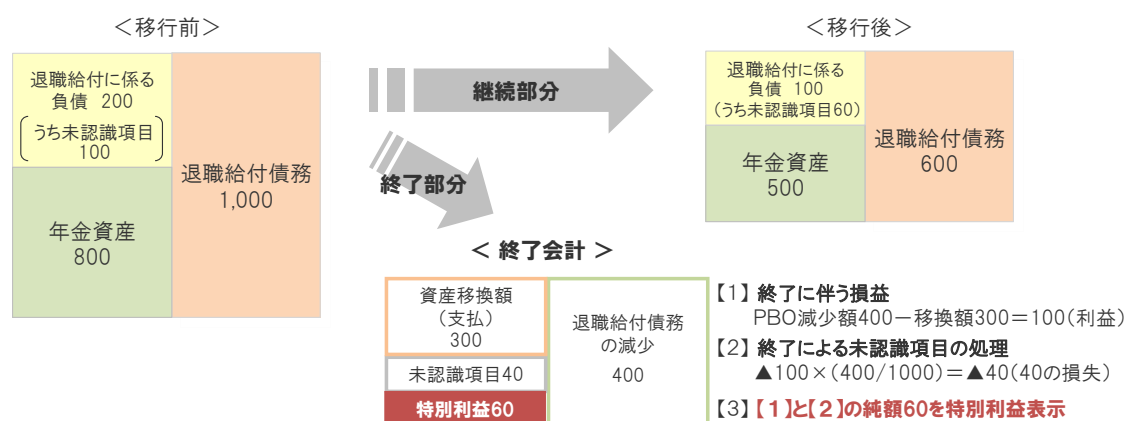
退職給付会計では、退職給付債務を基に費用を算出します。しかし、退職給付債務はその時点で支払う給付額を算出しているわけではないため、会計上費用として計上された額の累計と実際の支払額は一致しません。制度終了会計は、この両者の差額を制度終了時点で解消する会計処理です。つまり、終了により減少する退職給付債務と支払額の差額を一時損益として処理します。併せて未認識項目についても、制度終了により繰延べ処理をする理由がなくなるため、終了部分に対応する未認識項目を一時費用処理します。

#### ○制度終了会計（一部終了）の例

前提：確定給付企業年金の4割（過去分含む）を確定拠出年金へ移行

確定給付企業年金から確定拠出年金への資産移換額（支払）300

終了部分に対応する未認識項目は終了前後の退職給付債務の比率で算出



## 年金基礎講座（会計・税務編⑧）

### 退職給付信託

#### ○退職給付信託の概要と設定の効果

退職給付信託とは、企業が保有する有価証券や金銭を退職給付の支払いや年金掛金の支払いに充てるために信託し、信託銀行が管理・運用するスキームです。以下の4要件を満たすことにより、信託財産は退職給付会計上の年金資産として認められます。なお、退職給付信託に拠出しても、年金制度への掛金拠出ではないため損金とはなりません。また、信託財産の収益には課税されます。

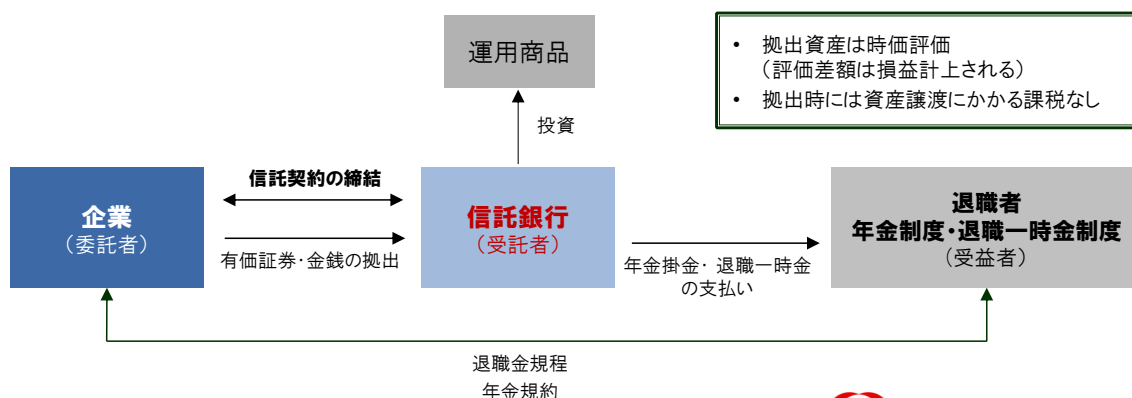
- (1) 当該信託が退職給付に充てられることが退職金規程等により確認できること
- (2) 当該信託は信託財産を退職給付に充てることに限定した他益信託であること
- (3) 当該信託が事業主から法的に分離されており、事業主への返還及び受益者に対する詐害行為が禁止されていること
- (4) 信託財産の管理・運用・処分については、受託者が信託契約に基づいて行うこと

退職給付信託を設定することにより、企業は以下のような効果を得ることができます。

- ①会計上の積立不足（退職給付に係る負債）圧縮によるBSのスリム化
- ②期待運用収益の増加による退職給付費用の圧縮
- ③外部積立による退職給付資金の保全

なお、株式を退職給付信託に拠出する場合、企業は議決権の行使を指図する権限を有しています。また、退職給付信託とした有価証券や金銭を任意で返還することはできません。返還が認められる場合は、退職給付信託と年金資産の合計額が退職給付債務を超過した場合、あるいはDC移行等で受益者とした制度の退職給付債務が消滅した場合、などです。

図表1 退職給付信託のしくみ



## 年金基礎講座（会計・税務編⑨）

### 複数事業主制度における例外処理

#### ○例外処理の処理方法と適用可能な企業

退職給付会計では、退職給付債務の増加見込額（＝勤務費用と利息費用の合計）から年金資産の期待運用収益を差し引いて退職給付費用を求めます（実際の計算では、さらに数理計算上の差異や過去勤務費用の費用処理額を加減します）。つまり、退職給付会計に基づいて費用や負債計上額を求めるには、退職給付債務の額および年金資産額を把握できることが必要です。したがって、複数事業主制度に加入している企業が退職給付会計に基づく処理を行うためには、当該制度の年金資産のうち自社の持分を特定することが必要となります。

複数事業主制度では、原則として「合理的な基準」により年金資産等を按分して自社の持分を特定することとなっています。この「合理的な基準」について、退職給付会計基準は、以下①～⑤で例示する額についての制度全体に占める各事業主に係る比率によることとされています。

- ① 退職給付債務 ② 責任準備金 ③ 数理債務 ④ 掛金累計額  
⑤ 年金財政計算における資産分割の額

しかし、総合型の基金は事業主ごとに掛金負担割合の定めがなく、掛金が一律に定められているため、自社の拠出に対する年金資産を合理的に求めることができません。資産が特定できなければ費用や負債計上額を正確に算出することができないため、このような複数事業主制度では、要拠出額を退職給付費用とする例外的な会計処理が認められています。この例外処理は確定拠出制度に準じた方法であり、貸借対照表への負債の計上も不要です。ただし、以下の項目の開示が必要になります（重要性が乏しい場合を除く）。

- 年金制度全体の積立状況
  - (1) 年金資産の額 (2) 年金財政上の給付債務の額（数理債務）
  - (3) 差引額（＝（1）－（2））
- 制度全体に占める自社の掛金拠出割合（または加入人数割合あるいは給与総額割合）  
（注）貸借対照表日時点のみならず、期中平均や年金財政計算上の決算日時点などを用いることができる
- 補足説明  
上記の補足として、年金財政の状況等を説明

## 年金基礎講座（会計・税務編⑩）

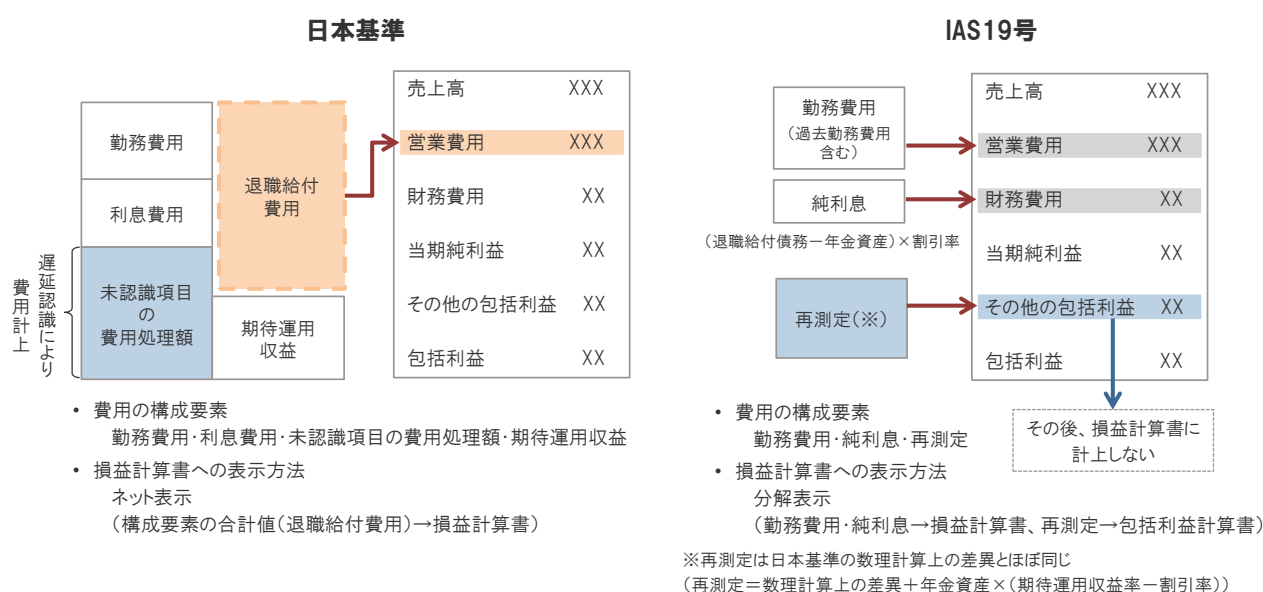
### IAS19号

#### ○IAS19号（従業員給付）の概要

IFRSにおける退職給付会計基準は「IAS19 Employee Benefits（IAS19号：従業員給付）」といえます。ただしIAS19号は退職給付だけでなく、従業員が勤務の対価として受け取る全ての給付（給与・賞与などの短期従業員給付・医療給付などの退職後給付）、および従業員の雇用期間の終了の対価として事業主が支払う給付（解雇給付）を対象としています。

給付名	内容	具体例
短期従業員給付	解雇給付以外の給付で勤務提供後12ヶ月以内に清算される給付	給与・ボーナス・有給休暇
退職後給付	解雇給付・短期従業員給付以外の給付で勤務の完了後に支払われる給付	退職給付・退職後医療給付
その他の長期従業員給付	短期従業員給付・退職後給付・解雇給付以外の給付	一定の勤務を条件に支給される長期休暇
解雇給付	次のいずれかの事情に該当し、従業員が雇用終了と引き換えに受ける給付 ア) 通常の退職年齢(時期)到達前に企業的意思により雇用を終了する場合 イ) 雇用終了と引き換えに従業員が給付金の支払を承諾する場合	リストラ時の割増退職金

日本の退職給付会計基準とIAS19号との最大の違いは、費用の構成要素と損益計算書への表示方法です。IAS19号では勤務費用・純利息・再測定の3要素で費用が構成され、勤務費用と純利息は損益計算書に、再測定は包括利益計算書に表示します（分解表示）。また、再測定は日本基準の数理計算上の差異とほぼ同じですが、数理計算上の差異はその後損益計算書に費用計上されるのに対し、再測定は損益計算書に計上されることはありません。





- 本資料は、お客様に対する情報提供のみを目的としたものであり、弊社が特定の有価証券・取引や運用商品を推奨するものではありません。
- 本資料に記載している見解等は本資料作成時における見解等であり、経済環境の変化や相場変動、年金制度や税制等の変更によって予告なしに内容が変更されることがあります。また、記載されている推計計算の結果等につきましては、前提条件の設定方法によりその結果等が異なる場合がありますので、充分ご注意ください。
- 本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認くださいようお願い申し上げます。
- 本資料の分析結果・シミュレーション等を利用したことにより生じた損害については、当社は一切責任を負いません。
- 当レポートの著作権は三菱 UFJ 信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。
- 本資料で紹介・引用している金融商品等につき弊社にてご投資いただく際には、各商品等に所定の手数料や諸経費等をご負担いただく場合があります。また、各商品等には相場変動等による損失を生じる恐れや解約に制限がある場合があります。なお、商品毎に手数料及びリスクは異なりますので、当該商品の契約締結前交付書面や目論見書またはお客様向け資料をよくお読み下さい。